

厚生労働大臣

舛添要一様

保健所長確保に関する要望書

平成21年1月8日

全国保健所長会

会長 澁谷いづみ

保健所行政の推進につきましては、日ごろより格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 6 月に地方分権改革推進本部では、「保健所長の資格要件について、要件の緩和の方向で見直し、平成 20 年度中に結論を得る」ことを決定されております。

全国保健所長会といたしましては、保健所長は医師であることとの原則論に変わりありませんが、保健所長要件の見直しに関するご提言が定期的になされることの背景には、兼務保健所長の増加など、保健所長の資格を有する医師（公衆衛生医師）の不足があると、憂慮いたしております。

保健所が健康危機管理や医療行政の要としてその役割がますます重要となる中、医師である保健所長の確保は、将来に亘り国の磐石な公衆衛生の基盤に欠くことのできない重要な要件と考えます。

そこで、保健所長の不足などを解決するために、以下の点につき、ご検討いただきますようお願いいたします。

1. 保健所を設置する自治体に対して、その重要性に鑑み、公衆衛生医師の確保対策を一層推進するよう働きかけてください。
2. 保健所長の資格を有する医師の養成について

今後一定の期間、国の責任で、公衆衛生医師を確保・養成することをご検討ください。

例えば、一括採用後都道府県派遣や、初期臨床研修を終了した医師若干名を対象に保健医療科学院における保健医療行政管理分野の専門課程で公衆衛生医師の養成を行い、不足地域の公衆衛生医師として活躍していただくことなどをご検討ください。

### 3. 保健所長の資格を有する公衆衛生医師の交流について

現在、都市部においては公衆衛生医師が比較的確保しやすく、地方では確保が難しいという傾向が認められます。そこで、当面、これらの、特に若手公衆衛生医師を中心に活躍の機会が得られるよう、都市部と地方間における公衆衛生医師の交流を図る場を積極的に設け、国を仲介者とした公衆衛生医師の偏在を緩和するための制度をご検討ください。

### 4. 医師要件に準じる保健所長を採用する場合の条件について

やむを得ず、保健所長医師要件を緩和して医師資格を有しない保健所長を任命する場合には、必置要件となっている当該保健所の医師が保健所長要件を早期に満たすための養成について、設置自治体から年次計画を厚生労働省に提出することを義務付け、その養成進行状況についても監視する体制の構築にご配慮ください。

全国保健所長会におきましても、公衆衛生医師の確保と質の向上にこれまで以上の努力を行う所存でございます。

厚生労働省におかれましても、これまで種々の対策を立てていただいているところですが、地方自治体へも継続的な医師の保健所長確保のため、今いっそう努力するよう働きかけていただくとともに、今後とも実質的に公衆衛生医師の確保ができますように、ご配慮賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

全国保健所長会 会長

澁谷いづみ

(愛知県半田保健所長)